

第5章 調査に関する事項

県民の歯と口の健康づくりを推進していくためには、県民の歯科保健に関する意識等を含め、地域の歯と口の健康づくりに関する状況を的確に把握することが重要です。このため、県民の歯科保健・医療ニーズを定期的に把握し、地域の特性に応じた効果的な施策の展開を図るための調査を行います。

得られた調査結果は、関係団体・機関や県民が有効活用できるような形で提供するとともに、県の特性に応じた今後の施策に反映させていきます。

第6章 その他の歯科口腔保健の推進に関する事項

1 歯科口腔保健に関する知識の普及啓発

県民の歯と口の健康づくりに関する意識の向上を図るため、行政、関係団体の連携のもとで意識啓発を強力に推進します。また、歯科健康教育・保健指導等の内容を充実し、県民の適切な保健行動や生活習慣の定着を推進します。

2 歯と口の健康づくりに携わる者の資質の向上

適切な保健行動や生活習慣の定着は、社会的な支援や保健・医療従事者等からの助言などにより強化されることが報告されています。そのため、歯と口の健康づくりに携わる保健・医療等従事者に対して、研修会等を実施することにより最新の医療知識や技術の習得を図り、資質向上に取り組みます。

3 災害対策

〈現状と課題〉

- 東海地震など大規模な地震災害の発生時において、県民の健康を守るためには、歯科医師会や医師会等の医療関係者や関係団体との密接な連携・情報共有が必要となります。
- 愛知県は、県民の安心と安全を確保するため、平成 18 年 3 月に愛知県と社団法人愛知県歯科医師会との間で、歯科医療救護班の派遣に関する「災害時の歯科医療救護に関する協定書」の締結をしています。また災害時の医薬品や医療用具の確保を図るため、平成 11 年 6 月に愛知県と東海歯科用品商協同組合愛知県支部との間で「災害用医薬品等の供給に関する協定書」を締結し、東海地震などの広域的な災害や大規模災害に備えています。
- 災害が長期化することに伴い誤嚥性肺炎等の増加が懸念されることや、口腔ケアの有効性が報告されていることから、災害時の口腔ケアに関する取り組みが必要です。

〈取り組みの方向と具体策〉

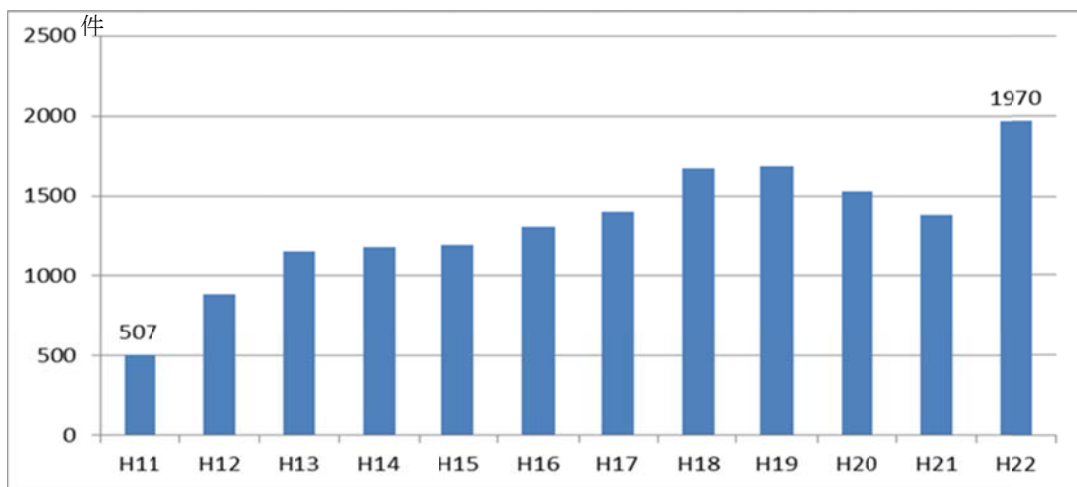
- 歯科医療救護活動に使用する歯科用医薬品等の備蓄場所を、愛知県歯科医師会館内に設置しています。
- 災害時における地域住民の健康を守るため、地域の医療機関・団体との連携及び情報共有を促進します。
- 災害時に対応できる歯科保健、医療に関する人材の育成に努めます。
- 災害の長期化に伴う口腔ケアサービスの提供体制を推進します。

4 歯科検診を通じた保護者による適切な健康管理がなされていない子どもを早期に発見するための対策

〈現状と課題〉

- 本県の児童相談所における虐待の相談件数(名古屋市を含む)は増加傾向にあり、平成22年度の相談件数は、平成11年に比べて約4倍(1970件)に増えており、社会全体で取り組む重要な課題となっています。

【虐待相談件数の推移】



「歯科医療、歯科保健にかかわる人のための 子どもの虐待対応マニュアル」(平成24年3月発行)より抜粋

- 近年、子どもの口腔の状態から虐待の兆候が発見されることが報告されており、本県では平成23年度に、口腔の状態から虐待が早期発見できるよう「歯科医療、歯科保健にかかわる人のための子どもの虐待対応マニュアル」を愛知県歯科医師会に委託して作成しました。



〈取り組みの方向と具体策〉

- 市町村、幼稚園・保育所、学校及び歯科医療現場における、歯科の視点からの児童虐待対策の普及を図ります。
- 愛知県母子健康診査マニュアル（平成22年3月改訂）では、子育て支援に視点をおいた母子健康診査を推進しており、口腔環境の視点からも日常生活習慣や母親の意識の改善ができるよう、啓発を促します。
- 1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査において、健診後のカンファレンス等で、健診に従事する歯科衛生士が多職種への情報提供や情報共有に積極的に関わるような体制を整備します。
- 各保健所において、愛知県乳幼児健康診査情報のデータや分析評価による情報還元を通じ、口腔環境からの視点が子育て支援に重要であることを具体的に示します。